

化学物質規制と我が国企業のアジア展開に関する研究会
情報共有ワーキンググループ

設置要綱

(設置)

第 1 条 化学物質規制と我が国企業のアジア展開に関する研究会設置要綱第 5 条第 1 項に基づき、次条に規定する事項を検討するため、化学物質規制と我が国企業のアジア展開に関する研究会（以下「研究会」という。）に、情報共有ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）を設置する。

(検討事項)

第 2 条 本ワーキンググループは、次に掲げる事項を検討する。

- (1) サプライチェーンにおける化学物質に関する情報共有スキームに関すること。
- (2) その他研究会の指示による事項に関すること。

(委員)

第 3 条 ワーキンググループの委員は、別紙のとおりとする。

- 2 主査及び委員は、研究会の座長が任免する。
- 3 必要に応じ、代理の者又は議題に応じた説明者等を会合に出席させることができる。

(会合)

第 4 条 ワーキンググループは、原則として公開で行う。

- 2 議事要旨は、ワーキンググループの事務局が作成し、ワーキンググループに出席した構成メンバーの確認を得たうえで、遅滞なく経済産業省のホームページ上で公開する。
- 3 会合で配布された資料は、原則として、経済産業省のホームページ上で公開する。

(事務局)

第 5 条 事務局は、経済産業省製造産業局化学物質管理課に置く。事務局は、本ワーキンググループの会合の準備、文書の作成その他の庶務を執り行う。

(その他)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、運営に必要な事項は、主査が決定する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 5 月 16 日から施行する。

(別紙)

情報共有ワーキンググループ
委員名簿

(敬称略 50音順)

- 赤真 正人 DIC株式会社 レスポンスブルケア部 法規担当部長
- 市川 芳明 IEC TC111議長
(株式会社日立製作所 地球環境戦略室 主管技師長)
- 伊藤 豪 全国中小企業団体中央会 監事
- 井上 琢仁 株式会社 村田製作所 化学物質管理推進室長
- 加藤 英仁 三菱化学株式会社 環境安全・品質保証部長
- 川上 哲司 パナソニック株式会社 環境経営推進グループ化学物質ユニットユニットリーダー
- 庄野 文章 一般社団法人日本化学工業協会 常務理事
- 則武 祐二 株式会社リコー CSR・環境推進本部 審議役
(アーティクルマネジメント推進協議会 運営委員長)
- 深川 由起子 早稲田大学 政治経済学術院教授
- 古田 清人 キヤノン株式会社 環境統括センター所長
(IEC VT62474国内委員会会長)
- 山田 春規 ソニー株式会社 環境推進センター化学物質情報課総括課長
- (オブザーバー)
- 浅田 聡 日本自動車工業会 環境委員会化学物質管理分科会長
(トヨタ自動車株式会社 環境部 BR 化学物質グループ 担当部長)